

# 神奈川県環境影響評価技術指針の改定について

平成 30 年 1 月 環境計画課

神奈川県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、環境アセスメントの実施に当たり、「評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項及び配慮事項について知事が定めたもの」（神奈川県環境影響評価条例（以下「条例」という）第 6 条 1 項・3 項）で、条例の対象事業では技術指針に基づいて調査、予測及び評価を実施することとされ、環境影響評価法の対象事業でも配慮することを求めています。

技術指針は「常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない」（条例第 6 条 2 項）とされているため、近年の環境アセスメントに係る技術動向等を踏まえて改定を行うこととし、神奈川県環境影響評価審査会で審議を行い、このたび、改定案を作成しました。

つきましては、技術指針改定案に関する県民の皆様からのご意見を募集いたします。

## 1 概要

### (1) 改定の考え方

技術指針の全体的な構成や基本的な手法は妥当と考えられることから、近年の審査実績、環境アセスメントに係る技術動向、環境アセスメントを巡る社会的な動向などを踏まえた、個別的な改定を中心とします。併せて、表記の統一や参照法令・基準の改正などに伴う所要の改定も行います。

### (2) 神奈川県環境影響評価審査会での審議経過

審査会では、平成 29 年 7 月から 12 月まで計 4 回の審議を行いました。

## 2 主な改定内容

### (1) 総論

#### ア 技術指針の位置づけ（資料 2 「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」 p 1 ）

技術指針以外の手法であっても、同等程度以上の技術的信頼性を有するもの等、適切と認められる場合には、その手法を採用することができることとした。

#### イ 調査等の結果及び事業計画の記載（資料 2 「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」 p 2 ）

事業特性及び地域特性を踏まえて、適切な水準の調査等を行い、必要かつ十分な情報量により正確かつ分かりやすい記載に努めることとした。

対象事業の計画については、検討の進捗状況に応じて可能な限り具体的に記載するよう努めることとした。

ウ 計画立案段階の検討経緯（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p3 - 4）

実施計画書に「計画立案段階の検討経緯」を記載する際には、事業特性及び地域特性を踏まえ、生活環境保全上の配慮が必要な対象や重要な自然環境などの把握状況、環境保全上の配慮、それらを踏まえて立地場所の決定に至った検討経緯及び理由を記載することとした。

エ 評価の実施（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p4）

評価に関する検討経緯の説明は、評価細目の特性に応じて行うこととした。

オ 専門家等の助言（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p5 - 8）

評価項目の選定だけでなく、環境保全対策や事後調査の検討、実施等に当たっても、必要に応じて専門家等の助言を得ることとした。

(2) 各論（評価項目ごとの改定内容）

ア 第8 廃棄物・発生土

(ア) 廃棄物（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p45-46）

資源循環の考え方も踏まえて用語を整理し、評価の対象を「廃棄物の排出抑制」及び「再使用・再生利用の割合」として整理した。

予測の前提として、排出抑制の状況を整理することとした。また、再使用・再生利用による循環的な利用の評価の際には、原則として、再使用・再生利用の割合の数値目標を設定することとした。

(イ) 発生土（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p47-48）

発生土の利用等の実情に即して、用語を整理した。

予測の前提として、場外排出抑制の状況（切盛バランス）を整理することとした。また、発生土の利用の評価の際には、原則として、利用割合の数値目標を設定することとした。

イ 第12 水象（1 河川）（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p61-63）

調査すべき情報として、流出係数に加えて浸透能及び浸透に係る定数等を調査することとした。また、予測の前提として、排水施設に加えて浸透施設の規模等を設定することとした。

ウ 第14 植物・動物・生態系

(ア) 植物・動物・生態系共通（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p81-95）

調査すべき情報として、事業特性及び地域特性を踏まえて、必要な調査項目を選択することとした。また、生物の生育（生息）環境がどの様に維持されているか把握する必要性から、気象・水象・地象等の生育（生息）基盤を踏まえた生育環境と、植物（動物）との関わりを調査することとした。

(イ) 生態系（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p93-95）

調査すべき生態系については、生物と環境の関わりと生物相互の関わりを中心とした観点に留意して行うこととした。

注目種・群集等の抽出は、「上位性」「典型性」「特殊性」の視点から行うことを明記した。

エ 第18 温室効果ガス（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p109-111）

温室効果ガスの排出は、影響が対象事業実施区域周辺に止まらず地球規模に及び地球全体としての回避・低減が求められていることや、様々な社会活動と相互に関連し、影響を与えるなどの特性を有していることから、調査及び予測の対象範囲として、対象事業及びその周辺地域等にとどまらず、対象事業以外の事業活動等の温室効果ガスの排出量に影響を及ぼす可能性がある範囲であって、かつ、事業者が合理的に把握することが可能と認められる範囲を検討し、設定することとした。

オ 第19 地域分断（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p113-115）

調査すべき情報として、世帯数・土地利用の状況、地域の組織等が利用する施設等の状況及び活動状況を加えた。

カ 第20 安全（1 危険物）（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p117-119）

予測の前提として、保安のため事業者が自ら定める基準、規定等を整理することとした。また、予測の方法として類似事例から推定する方法を示した。

キ 風力発電に関する改定（資料2「神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表」p10）

評価項目「日照障害」の定義に、風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象（いわゆるシャドウフリッカー）を含めることを明示した。

(3) その他所要の改定

評価項目「土壌汚染」の定義に、「その他人の健康を損なうおそれがある物質」を追加した。

参照する法律、条例の改正に伴う条項ずれの修正を行った。

その他、用語・標記の統一のための修正等を行った。

3 施行時期等

(1) 適用期日

改定した技術指針は、平成30年4月1日から適用することを予定しています。

(2) 経過措置

改定した技術指針は、適用期日以降、新たに環境アセスメントの手続に入る対象事業に適用します。